

# 新型コロナウイルス感染症

---

～行政による各種支援は令和6年3月末で終了～

久留米市保健所  
保健予防課

▽令和5年5月8日から、感染症法上の位置付けが5類に移行

▽新型コロナの医療提供体制は、  
冬場の感染拡大に備えた重点的な体制の確保期間(R5.10.1～  
R6.3.31)を経て、通常医療体制へ段階的に移行

▽令和6年4月1日からは

**幅広い**医療機関による **自律的な通常**の対応に完全移行



行政による新型コロナウイルス感染症への各種支援は終了します



令和6年3月31日で**終了する**項目①



## 相談窓口対応

➤ ~~新型コロナ相談センター~~（24時間対応）  
一般の方、有症状者の受診相談などに対応

➔ **廃止**

4月からは

☞ 受診や症状等の相談は「かかりつけ医」等の身近な医療機関へ

令和6年3月31日で**終了する**項目②



## 医療提供体制

- コロナ対応医療機関数の維持・拡大
- コロナに対応する医療機関名の公表

取組み  
終了

4月からは

👉 幅広い医療機関による自律的な通常対応へ



令和6年3月31日で**終了する**項目③

## 高齢者施設等への対応

- 施設職員等への**集中検査** → 行政より**抗原検査キット**を配布
- 陽性者発生後の**周囲者**への一斉検査
- 専門家(感染管理認定看護師)による感染対策の**指導・助言**

4月からは

事業終了

☞ 恒常的な感染症として、施設主体で対策を徹底





## 令和6年3月31日で**終了する**項目④

### 医療費(公費支援)

#### ➤ コロナ抗ウイルス薬の処方

一部自己負担が生じます(最大9,000円の自己負担)

#### ➤ 入院医療費

1万円(1万円未満の場合はその額)

※高額療養費の自己負担限度額からの減額の上限

公費支援  
終了

4月からは

☞ 他疾病との公平性を踏まえ、相応の負担が発生